

平成16年(行ウ)第497号 公金支出差止等住民訴訟事件

原告 深澤洋子 外43名

被告 東京都知事 外4名

原告最終準備書面(補充)

2008年11月25日

東京地方裁判所民事第3部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 高 橋 利 明 代

同 大 川 隆 司 代

同 羽 倉 佐 知 子 代

同 只 野 靖 代

同 土 橋 実 代

同 谷 合 周 三

ほか28名

訴訟復代理人弁護士 西 島 和 代

本書面は、利水の不要性に関する原告最終準備書面(2)を要約し、さらに、同論点に関する被告準備書面(16)の〔第1部水源確保の必要性〕に対する反論を述べるものである。

第1 原告の主張の要約

東京都には、もはや新たな水源確保の必要性は皆無である。

1 東京都の水需要は著しい減少傾向にあり、保有水源には十分な余裕がある

(1) 原告最終準備書面(2)の【図1】(以下特に断りなき限り図表の番号は、同準備書面のそれを指す)は、東京都の過去34年間分の1日毎の水需要を1枚に書き出したものである。この元データは、東京都が作成したものを、情報公開請求により入手したものである(甲3、乙123の別紙4、甲24)。34年間分を1枚に書いているため、グラフの各点はつぶれてしまっているが、各年度において、夏場に水需要の大きな山があり、冬場は谷をなしていること、年々山の形が低くなってきているというおおよその傾向は把握できる。水需要は夏場に集中している。従って、水源の確保の観点からは、夏場の需要を満たすだけの水源を確保すれば良いのであって、それが達成できれば、当然冬場の需要は優に満たすことができる。この考え方は、東京都とも一致している。

(2) そこで、1975～2008年度の毎年の夏場(6月1日～9月30日)の1日ごとの水需要をグラフ化したものが甲4、甲15、甲21の図6である。これらを見ると、東京都における夏場の水需要が年々どのように推移してきたかがよく分かる。すなわち、1975～1986年度をみると、夏場のほとんどの日は1日500万 m^3 を超えており、多い日は600万 m^3 を超える日もあった。ところが、1987年度以降は、1日500万 m^3 を下回る日が目立つようになり、1990～1992年度を除いては、1日600万 m^3 に達する日はなくなった。1996年度以降は、さらに

減少傾向が顕著であり、1日550万 m^3 を超える日が数日間みられるのみとなり、1999年度以降は1日550万 m^3 を超えた日は1日もない。さらに2003年度以降は、1日500万 m^3 に達する日も、年間で数日間しかなくなり、2007年度以降は、ついに1日500万 m^3 に達した日は1日もなくなった。夏場(6月1日～9月30日)の全体の傾向では、特に1999年度以降、1日毎の上下の差があまりなくなってきており、全体的に、水需要が平均的になってきていることが分かる。換言すれば、1日のみ水需要が突出して増加するようなことはなくなってきているのである。

(3) 一方で、東京都の給水人口はいまだに増加し続けている。【図3】は東京都における過去43年間(1966～2008年度)の年間の1日最大配水量とその間の給水人口の推移をみたものである。1日最大配水量は、1978年度の日量645万 m^3 をピークとして、その後多少の増減はあるものの、基調として緩やかな減少傾向にあり、1992年度以降は着実に減少してきている。給水人口が増加しているにもかかわらず、総量としての水需要が減少しているということは、1人あたりの配水量が大きく減少していることを意味している。減少の主要な要因は、節水型の洗濯機やトイレなど節水型機器の普及と、漏水量の減少、1年を通じた配水量が平準化してきたことにある。なお、給水人口は、今後10年以内にピークを迎えることは確実である。そして、他に水需要が増加する要因は見あたらない。給水人口がピークを迎えた後は、総量としての水需要はさらに一段と減少することが確実である。

(4) その一方で、東京都が保有する水源は、【表1】記載のとおり、地下水を含めて701万 m^3 /日もある。年間最大の日ですら、すでに500万 m^3 /日を下回る需要しかないにもかかわらず、701万 m^3 /日もの水源があるのであるから、東京都は、すでに十分な水源を保有している。合理的に

考えれば、これ以上の水源確保の必要は全くないのである。

2 東京都の水需要が増加するという被告の予測は誤りであること

被告の水需給計画の誤りの大きな理由の一つは、過大な水需要予測にある。

東京都の最も新しい水需要予測は2003年12月である。【図9】のとおり、この予測では2005年度には1日最大配水量が590万m³/日となり、2013年度(2010年度も同じ)には1日最大配水量が600万m³/日となると予想されていた。ところが、中間目標年度の2005年度でさえ実績は508万m³/日に過ぎなかった。予測値の590万m³/日に対して82万m³/日の差が生じている。そして、2008年度の1日最大配水量の実績は488万m³/日でなお減少傾向が続いている。2013年度の予測値の600万m³/日に対して、100万m³/日を大きく上回る乖離が生じることはもはや誰の目にも明らかである。

この水需要予測の誤りの原因はどこにあるのか。

被告の予測が実績と大きく乖離した主要な要因の一つは、1人当たり生活用水の予測が誤っていたことにある。【図11】は、東京都の1人当たり生活用水の実績と東京都の予測を示したものである。1人当たり生活用水は1992年度以降、横這いになり、1998年度以降は漸減の傾向になってきている。2000年12月の予測時点において、1998年1月の前回の予測が実績と大きく乖離していることは明白であったにもかかわらず、その予測手法をほとんどそのまま踏襲し、実績と乖離していくことが確実に予見できる予測手法を採用した。その結果、予測はやはり実績と大きく乖離したのである。

東京都の1日最大配水量の予測が実績と大きく乖離したもう一つの要因は負荷率の過小予測にある。【図7】は、東京都の負荷率の実績と予測を示したものである。負荷率は年間の配水量の変動の大きさを表す指標であって、この値が小さいほど、その年度は1日最大配水量の突出する度合いが大きか

ったことを意味する。この負荷率は洗濯乾燥機の普及上昇などの要因によって趨勢として確実に上昇してきている。2007年度は90%を超えているにもかかわらず、被告は予測では恣意的に81%という低い負荷率を使って、一日最大配水量の予測値を大きくする数字の操作を行っている。

予測が誤っていたことは2003年12月の予測に限らない。【図1】記載のとおり、東京都では過去10回水需要予測がなされているが、そのすべてにおいて常に過大な予測を行っていた。2003年12月の予測もこうした誤った予測に連なる一例である。東京都は、その予測手法に問題があることを認識しながら、あえて、従前の予測手法をそのまま継続使用したのである。

そして、東京都は、未だにこの予測を維持し、将来の水需要が増加するという姿勢をかたくなに崩していない。すなわち、5年前の2003年12月の予測が実績と大きく乖離してきていることが明白であるにもかかわらず、未だに水需要予測の見直しを行っていない。

利根川の他の県は予測の見直しを進めている。【図15】は埼玉県のものである。埼玉県は最近、予測の見直しを行っているが、このグラフのように実績が減少傾向を示しているため、かなりの下方修正になっている。東京都は予測の見直しを行えば、下方修正を余儀なくされるため、見直しに取り組もうとしない。これは行政に課せられた計画再検討義務を放棄した違法なものである。

3 被告が水源について過小評価をしていることについて

被告の水需給計画の誤りのもう一つの理由は、保有水源を大幅に過小評価していることにある。【表1】は、東京都の水源を一覧にしたものである。原告の評価では東京都水道は一日701万m³の水源を保有しているが、被告の計算では623万m³しかないことになっている。このような差を生じさせ

る理由はいくつかあるが、最も大きな要因は、東京都が多摩地域で実際に使われている地下水を地盤沈下対策などを理由にしてカウントしていないことにある。

【図19】は、現在使用している地下水と認可されたものを対比したものである。このように、地下水は毎秒5.4 m³（すなわち日量46万m³）も現在も使われている。そのうち認可水源だけでも毎秒4.5 m³（日量38万m³）もある。この地下水を、被告は水源としてまったく評価せず、将来はゼロにするというのである。

なぜ、自前の水源である地下水を大事にせず、多大な犠牲を伴う遠い群馬県のハツ場ダムに水源を求めなければならないのか。ここにも経済合理性はないことは明らかである。

【図18】は、利根川流域の東京以外の5県の地下水利用計画を示したものである。他県も水道用地下水を削減する計画を有しているものの、削減率は10%程度のところが多く、東京都のように水道用地下水を水源としてまったく評価していないところは皆無である。水道用地下水の全部を切り捨てようとする東京都の水道行政はまことに異常なものである。

東京都は、地下水をカウントできない理由として、地盤沈下のおそれをあげている。【図20】は、利根川流域の各都県で年間2cm以上の地盤沈下があった面積を示したグラフである。これを見ると、10年前には沈下が見られた県もあったが、現在はいずれの都県も地盤沈下は沈静化しており、水道用地下水の削減の必要性はなくなっている。

もう1点、東京都が地下水をカウントできない理由としてあげているのが、井戸の汚染の問題である。しかし、多摩地域の水道水源井戸290本のうち、水質悪化を理由に休止されている井戸は9本に過ぎず、改善対策を講じれば、利用は可能である。また、水位低下等や地盤沈下対策等で休止されている井戸が20本あるが、その実態を検討すれば、大半は利用再開が可能なもので

ある（以上甲26）。

地盤沈下が沈静化したことにより、東京都環境局も平成5年に水道水源井戸の掘り替えを認める通知を出し、水道用地下水の利用継続を容認する方針を示している（甲C19）。

翻って考えるに、真実は、東京都も将来、地下水をゼロにしようなどとは思っていないのであろう。しかし、地下水を今後も使用し続けられることを認めてしまえば、八ッ場ダムに参加する必要性がより一層希薄になってしまうため、言い出せずにいるのである。

4 1 / 10 利水安全度を想定すると保有水源量が減少するとの主張には根拠ないことについて

そこで、被告がこの訴訟において新たに言い出したことが、利水安全度1 / 10、すなわち、10年に1回という厳しい渇水年を想定すると、保有水源量が減るので、八ッ場ダムへの参加が必要だとの主張である。

しかし、その主張には何の根拠も示されておらず、しかも、その保有水源量減少率の数字に変遷があり、到底信用できないものである。

【図22】は、東京都水道の保有水源と1日最大配水量の推移を示したものである。この図に示すように、東京都は水需要の急速な減少傾向と、水源開発の進捗による保有水源の増加により、現在、一日約200万m³という極めて大量の余裕水源を抱えるに至っており、東京都にとって八ッ場ダムはまったく無用のものとなっている。

第2 被告の準備書面（16）の[第1部 水源確保の必要性]についての反論

被告の準備書面（16）の[第1部 水源確保の必要性]に述べられてい

ることは、従前の主張の繰り返しであり、特段目新しいものはないが、なお、重要と思われる点について個別に反論しておく。

- 1 1日平均使用水量において実績との間に大きな乖離がないとの点について
 - (1) 被告は、「平成15年12月に行った水道需要予測に実績との大きな乖離はないこと」(24頁)において、「図4 一日平均使用水量の実績値と予測値(参考値)との比較」をグラフで示し、「この図から分かるように、都が推計した計画一日平均使用水量は、平成17年度で見れば、予測値(参考値)448万3千m³に対して、実績値425万9千m³、その差は22万4千m³で約5%であり、実績との間に大きな乖離は認められない。一日最大配水量の実績値が計画一日最大配水量を下回っているのは、既に述べたとおり(第2・2(5)、20頁及び第2・3(3)、23頁)安定給水の確保を重視した計画負荷率を設定していることによるものであり、都の予測手法の問題ではない。」という(被告準備書面(16)24~25ページ)。
 - (2) しかしながら、わずか5年間での約5%の差は大きな予測ミスであり、それは八ッ場ダムへの参加の必要性を否定する規模になっている。1日平均使用水量の差22万4千m³を、1日最大配水量としての差に換算すると、次のようになる。有収率と負荷率はそれぞれ、被告が使用する94%と81%を用いる。

1日最大配水量としての差

$$22.4 \text{ 万 m}^3 / \text{日} \div 94\% \div 81\% = 29.4 \text{ 万 m}^3 / \text{日}$$

一方、八ッ場ダムで被告が予定している確保水源は取水量ベースで45万m³/日である。被告は利用率として93.4%を採用し、利水安全度1/10では利根川のダムの開発水量は21.4%減少するとしているので、被告の考え方に沿って八ッ場ダムによる確保水源を利水安全度1/10の配水量ベースに換算すると、次のようになる。

$$45 \text{ 万 m}^3 / \text{日} \times 93.4\% \times (100\% - 21.4\%) = 33.0 \text{ 万 m}^3 / \text{日}$$

このように、平成 17 年度における被告の 1 日平均使用水量の予測と実績の差を 1 日最大配水量ベースに換算してみれば、ハッ場ダムによる確保水源量にほぼ匹敵する規模になっている。

さらに、約 5 % の乖離はあくまで基準年度から 5 年間しか経過していない段階のものであり、基準年度から 13 年後の最終予測年度（平成 25 年度）にはこの乖離がさらに拡大することは必至である。

被告による 1 日平均使用水量の予測値と実績値を見れば次のとおりである。

	平成 12 年度	平成 17 年度	平成 25 年度
実績値	427.6 万 m ³ / 日	425.9 万 m ³ / 日	
被告の予測値	-----	448.3 万 m ³ / 日	458.6 万 m ³ / 日

実績値は平成 12 年度から 17 年度にかけて減少しているため、25 年度は 17 年度を下回ることが予想されるが、ここでは大きめに見て 17 年度値のまま推移するとしても、25 年度には予測値と実績値との差が 458.6 万 m³ / 日 - 425.9 万 m³ / 日 = 32.7 万 m³ / 日以上に拡大することは確実である。

これを上記と同様に、被告の数字を用いて 1 日最大配水量ベースに換算すると、次のようになる。

$$32.7 \text{ 万 m}^3 / \text{日} \div 94\% \div 81\% = 42.9 \text{ 万 m}^3 / \text{日}$$

これは上述の利水安全度 1 / 10、配水量ベースのハッ場ダム確保水源量 33 万 m³ / 日を 10 万 m³ / 日も上回るものである。

以上のように平成 17 年度の 1 日平均使用水量における被告の予測と実績の乖離は、東京都がハッ場ダムに参加する必要性をすでに否定する規模になっているのである。

さらに、被告は、負荷率の意図的な過小設定によって 1 日最大配水量

の予測値を大きくする操作も行っているため、1日最大配水量の予測と実績の乖離は2005年度には82万m³/日にもなっている。

以上のとおり、1日平均使用水量において実績との間に大きな乖離がないとする被告の主張は、ごまかし以外のなにものでもない。

2 1人当たり生活用水について

(1) 被告は、「原告らは、一人当たり生活用水使用水量が減少している主な理由は、節水型機器の普及にあり、今後、節水型機器のさらなる普及によって一人当たり生活用水使用水量が減少していくことは確実に予想されるとも主張するが(甲第21号証4、9頁)使用水量実績には節水の効果が反映されているものであり、その実績を用いて構築したモデル式によって推計した将来の使用水量にも節水の効果は反映されている。」

(被告準備書面(16)28ページ)とし、「その結果と実績期間における実績値との適合性を比較・検討した結果、節水要因である「年次」を説明変数として使うことは統計的有意性が認められず、経済要因の「個人所得」と規模要因の「平均世帯人員」を用いた次のモデル式がよく適合することから、これを採用することとした。」(被告準備書面(16)13~14ページ)という。

(2) しかしながら、上記の2つの主張は矛盾している。すなわち、では、使用したモデル式には節水の効果が反映していると主張しながら、では節水要因とした「年次」を結局は説明変数として採用しなかったと述べている。「年次」が節水の進行度を示す指標となるかどうか、きわめて疑わしいが、その点をさておいても、「年次」は機械的な統計処理の結果として説明変数として採用されなかったのであり、被告が用いる一人当たり生活用水の予測式には節水という減少要因が排除されている。被告の予測式は、「個人所得」と「平均世帯人員」という増加要因のみで構成

されているから、実績が近年は減少傾向になっているにもかかわらず、予測は実績とは逆方向に増加の一途を辿ることになっている。被告が1人当たり生活用水について減少要因を考慮しない、実績無視の予測式を用いたことは議論の余地のないことである。

3 負荷率について(1)

- (1) 被告は、負荷率について、「(原告は)利根川流域の他県は過去10年間の最低値を、国土交通省は同期間の下位3箇年の平均値を採用しており、都のように過去15年間の最低値を採用しているところはないとも主張するが(ア)、千葉県以外のこれらの県が営むのは水道用水供給事業であって都の水道事業と同一視することができないことは大阪府について述べたことと同様である」という(被告準備書面(16)31ページ。なお、27ページ、30ページにも同趣旨の記載がある)。
- (2) 確かに、利根川流域の各県では、東京都とは異なり、基本的に家庭等への末端給水は各市町村が行い、県営水道は各市町村水道に浄水を供給する水道用水供給事業を担当している(ただし、千葉県は各市町村と県の両方が末端給水を行っている)。しかしながら、各県でも、水需給計画を策定しているのは県の水道部門ではなく、企画関係の水資源担当課であって、そこが県全体の水道の水需給計画を策定している。それは末端給水を対象とした水道全体の水需給計画であり、その性質は、都が策定している水需給計画と何ら変わりはない。大阪府の場合も大阪府自体は水道用水供給事業であるが、原告が例示した大阪府の水需給計画は、水道用水供給事業ではなく、末端給水を対象とした水道全体の水需給計画であり、都の水需給計画と同質のものである。したがって、利根川流域の各都県および大阪府の負荷率設定方法はそのまま東京都に適用することができるのであって、過去15年間の最低値を採る東京都の方法は他府県

では例を見ないものなのである。このように「水道用水供給事業であって都の水道事業と同一視することができない」という被告の主張は、各府県の水需給計画の内容についての知識が欠如した、的外れの反論なのである。

4 負荷率について(2)

- (1) また、被告は、「他の主な政令指定都市と比較してみても、都の設定した計画負荷率 81%は中位に位置するのであって、特に低い値となっているわけではない(次の表2参照)。」(被告準備書面(16)21ページ)という。
- (2) しかしながら、比較すべきことは、各都市の負荷率の値そのものの大小ではなく、各都市がどのような負荷率の設定方法を採用しているかである。なぜなら、各都市水道の負荷率はそれぞれの水道の規模や用途別使用水量の構成割合などによって異なるからである。そのことは水道についての常識というべきことである。一般的には水道の規模が大きいほど、使用水量の変動が平均化され、負荷率が高くなる傾向があるので、その点で東京都水道は他の水道と比べて負荷率が高くなるはずである。なお、被告は「水道事業者である他の主な政令指定都市でみれば、おおむね過去10年から20年間(予測に用いた実績期間)における負荷率の最低値を計画負荷率としているところが多数なのである。」(被告準備書面(16)31ページ)とも述べているが、その具体的なデータは何も示していないことを付言しておく。

5 地下水について

- (1) 被告は、地下水について、「(環境局の地下水対策検討委員会の)報告書は、・・・地盤沈下に配慮した地下水利用が必要であるとしているのであ

って、原告らが主張する（現在も使っている地下水を今後も同程度利用すること）を保証するものではない。」という（被告準備書面（16）50ページ）。

（2）しかしながら、被告の主張は、この報告書の一部を恣意的に引用した主張であって、まさに牽強付会というべきである。たとえば、この報告書から、「しかし、平成12年から16年にかけての地表面の変動量を見ると、年間5mmを超える沈下は生じていないが、「区部低地部」の一部を除いて、都内の多くの地域において年間0～3.9mmの地盤沈下が継続している。」（被告準備書面（16）46ページ）という文章を引用しているが、この年間0～3.9mmは問題とするような沈下量ではない。なぜなら、この報告書で引用している平成11年度「地下水管理ガイドライン策定調査報告書」（東京都環境局）でも、より安全性を考慮した「最大許容沈下量」を年間5mmと設定しているからである。

（3）この報告書で重要なのは、以下の結論である。「したがって、現時点においては、現行の揚水規制を緩和すれば、地盤沈下が再発するおそれがあるので、揚水規制を継続し、現状の地下水揚水量を超える揚水を行わないことが必要である。」（乙第101号証47頁）この結論は、井戸新設による揚水量の増加は認めないが、一方、既設井戸については揚水量を現状より増やさなければ、現在の利用を続けることに支障はないというものである。被告は同程度の地下水利用を保証するものではないと強弁しているが、それは意図的な曲解以外の何ものでもない。この報告書の「現状の地下水揚水量を超える揚水を行わないことが必要である。」が「現状程度の地下水利用の継続は可能」を意味することは議論の余地のないことである。環境局は、地盤沈下が沈静化してきた事実を踏まえ、地下水利用についての方針を転換し、平成5年12月15日に「水道水源井戸の掘り替えについて」（甲C第19号証）という文書を出して、既設の水道

水源井戸については必要に応じて掘り替えて地下水の揚水を従前どおり続けることを認めるようになった。地下水対策検討委員会の報告はこの方針転換の延長線上にあるものであって、現状程度の地下水利用の継続を認めるものであることは疑いようのないことである。

被告は、水道用地下水について全面的に切り捨てる旨述べているが、このような例は利根川流域の他の県では例がなく、まさに異常な計画とも言うべきである。

第3 小括

東京都は、架空の水需要予測を作り出し、さらに水源についてありとあらゆる手段を用いて、ことさらに過小評価を重ね、全く無用の水源であるハッ場ダム事業への参加を正当化しようとしている。

しかしながら、その試みは、本件に提出された各証拠及び嶋津暉之証人、遠藤保男証人によって、完全に打ち砕かれた。東京都側から出廷した牧田嘉人証人は、水需要の減少要因について全く説明することができず、何の根拠も示すことなく2003年12月の予測は誤っていない旨繰り返し、さらに、水源の評価についても、なぜ地下水を評価できないのか合理的な理由を示すことなく、また、水源の実力が約2割減少するとの点については、国土交通省が示した計算を何の検証もせずに鵜呑みしたことを明らかにした。

東京都は、その独自の判断で、何時でもハッ場ダム事業から撤退することが可能である。水余りの傾向は全国的にも同様であり、すでに多くの自治体がダム事業から撤退している。東京都が撤退できない理由は何もない。にもかかわらず、無用のハッ場ダム建設のために公金を支出することは、明らかに「無駄な買い物」なのであって、一見明白に違法である。

利水に関する主張の対照表

テーマ	原告最終準備書面(2)	原告の主張の要旨	被告準備書面(16)	被告の主張の要旨
水需要の実績	第2章	過去の水需要は【図1】【図2】【図3】のとおりである(甲3、乙124の別紙4、甲24) 2007年度の1日最大配水量は497万m ³ 、2008年は488万m ³ であった。		特段の認否なし(ただし、過去の水需要の実績については争う趣旨ではないと思われる)。
水需要予測	第3章	水需要が今後増加する要因は人口増だけで、ほかにはなく、人口増があっても水需要の実績は急速に減り続けている。人口も近い将来には減少傾向になる。 1人あたり生活用水は1998年度以降漸減しており、2006年度の実績値は241リットル/日まで減っている。今後も節水機器の普及によりさらに小さくなる。 負荷率は確実な上昇傾向にある。負荷率について他府県にならって最近5年間～10年間の最低値を取れば十分に余裕をみた水需要予測になる。 都の水需要予測は明らかに過大であり、誤りである。	第1部 第2	認否なし 人口が近い将来に減少傾向になることについては争わないと思われる。特段の認否なし(ただし、過去の水需要の実績については争う趣旨ではないと思われる)。 認否なし 特段の認否なし(ただし、過去の負荷率の実績については争う趣旨ではないと思われる)。 1986～2000年度の15年間の最低値の81%が妥当である。 2013年度(2010年度も同じ)の水需要は1日600万m ³ になると予測している。
水源	第4章	現在の保有水源は約700万m ³ /日もある。 地下水は現在も水道水源として使用している。地盤沈下は沈静化している。地下水汚染はほんの一部の井戸であり、水質改善対策も可能である。地下水を保有水源に加えるべきである。 利用量率は実績値を踏まえて97～98%とすべきである。	第1部 第3の4	現在の保有水源は630万m ³ /日である。 地下水を現在も使用していることには争いはない。地下水利用には地盤沈下のおそれと水質汚染の問題がある。地下水を保有水源に加えることはできない。 安定給水を確保するためには利用量率は93.4%が妥当である。
利水安全度	第5章	被告の主張する利水安全度1/10の根拠は何もない。単なる数合わせである。 たとえ、被告が言う利水安全度1/10を考慮しても、都の水需給は現在の保有水源のままで十分な余裕がある。	第1部 第3の1、2、3	八ッ場ダムを加えた将来の水源量は680万m ³ /日である。近年の小雨傾向を基にした利水安全度1/10の水源は570～590万m ³ /日である。将来需要の600万m ³ /日秒に対して10～30万m ³ /日不足する。ゆえに、八ッ場ダム事業に参加する必要がある。

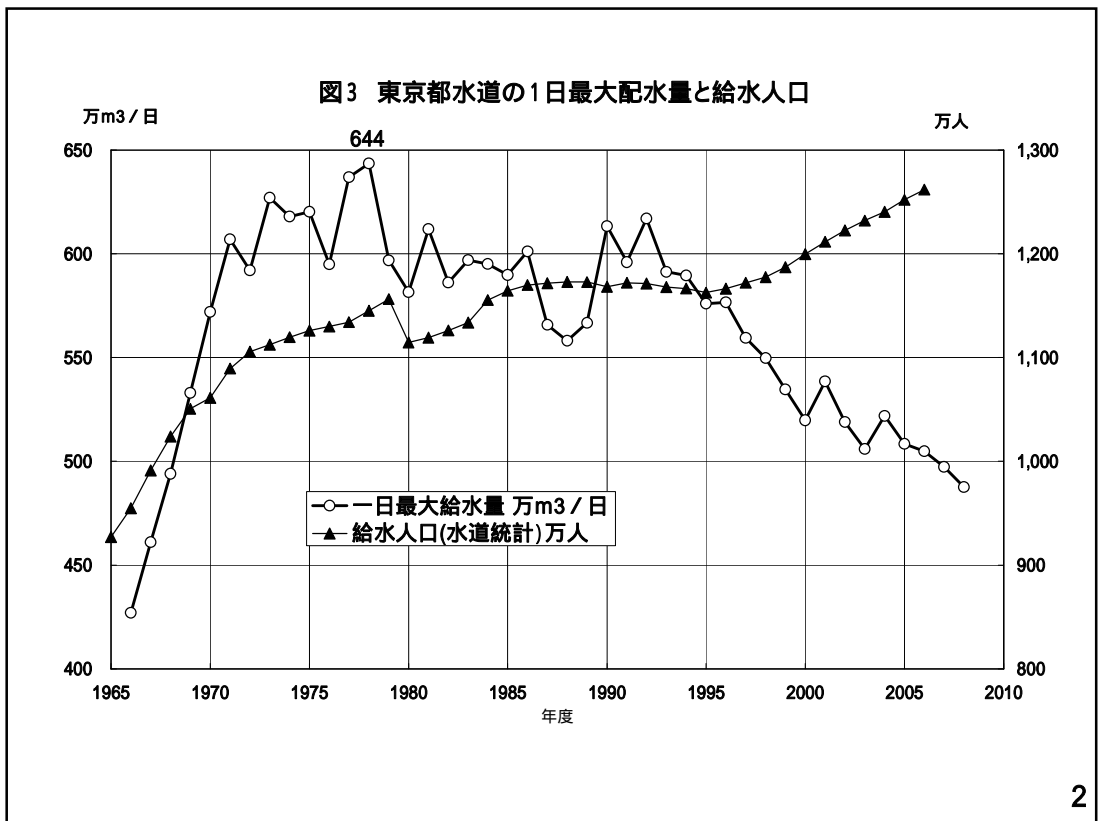
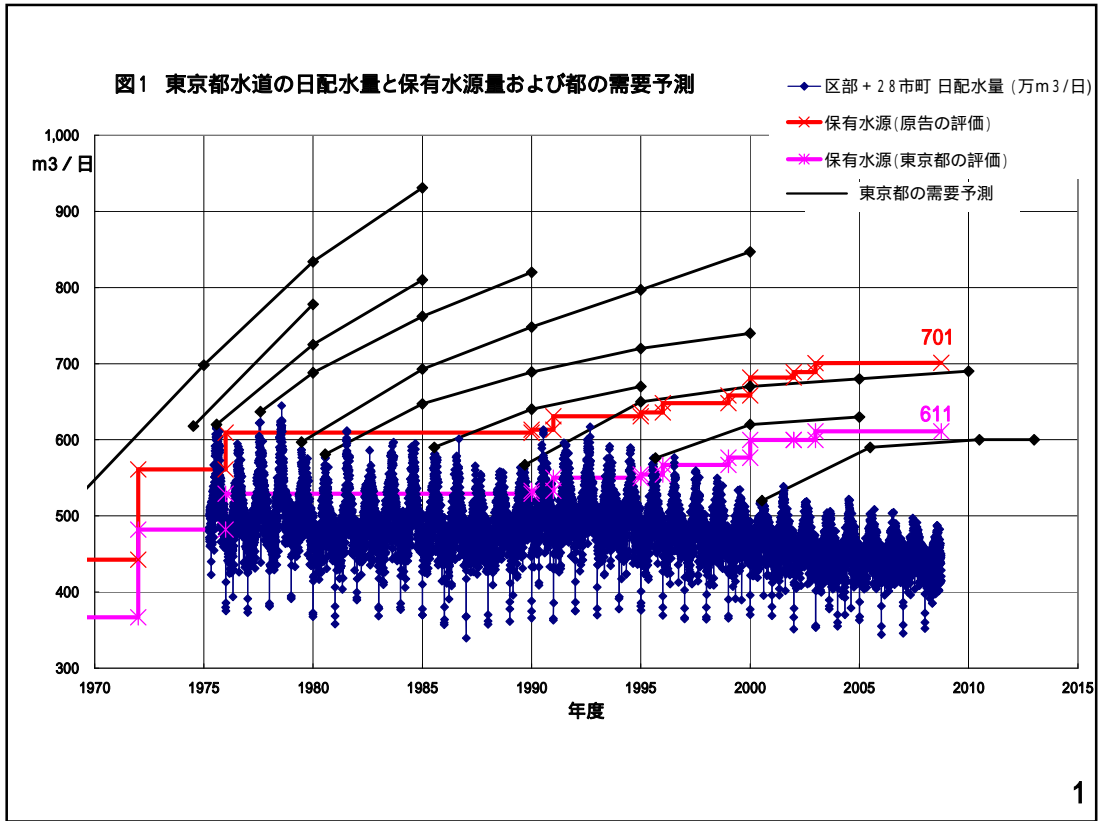
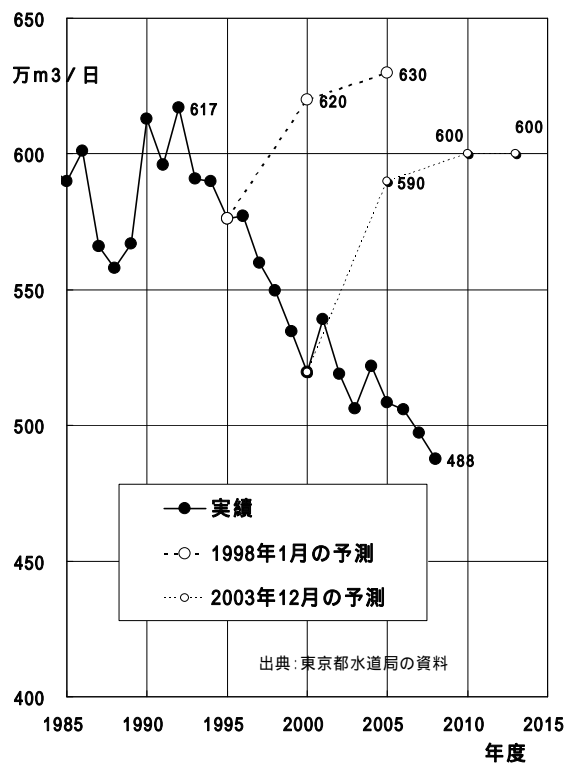


表1 東京都水道の保有水源(原告と被告の評価)

		取水量ベース m3/秒	配水量ベース	
			原告の値 万m3/日	被告の値 万m3/日
			利根川	江戸川水利統制
	中川・江戸川緊急導水	5.33	45.1	43.7
	矢木沢ダム	4	33.9	32.8
	下久保ダム	12.6	106.7	103.4
	利根川河口堰	14.01	118.6	115.0
	草木ダム	5.68	48.1	46.6
	渡良瀬遊水池	0.505	4.3	4.1
	奈良俣ダム	2.07	17.5	17.0
	埼玉合口二期	0.559	4.7	4.6
	霞ヶ浦開発	1.5	12.7	12.3
	霞ヶ浦導水	1.4	---	11.5
	北千葉導水路	2.79	23.6	22.9
	利根中央事業	0.849	7.2	---
荒川	荒川調節池	1.4	11.9	11.5
	浦山ダム	1.17	9.9	9.6
多摩川	羽村・小作(小河内ダム等)	13.2	111.8	99.2
	砧上・砧下伏流水	2.36	20.0	18.4
	八王子市内(高月)	0.398	3.4	---
	青梅市・あきる野市内	0.198	1.7	---
相模川	相模ダム	2.662	22.5	20.0
地下水	杉並地下水	0.174	1.5	1.5
	多摩統合市町の地下水	4.051	35.0	---
	多摩未統合市の地下水	1.258	10.9	---
	合計	84.069	701	623

3

図9 東京都水道の一日最大配水量の実績と都の予測

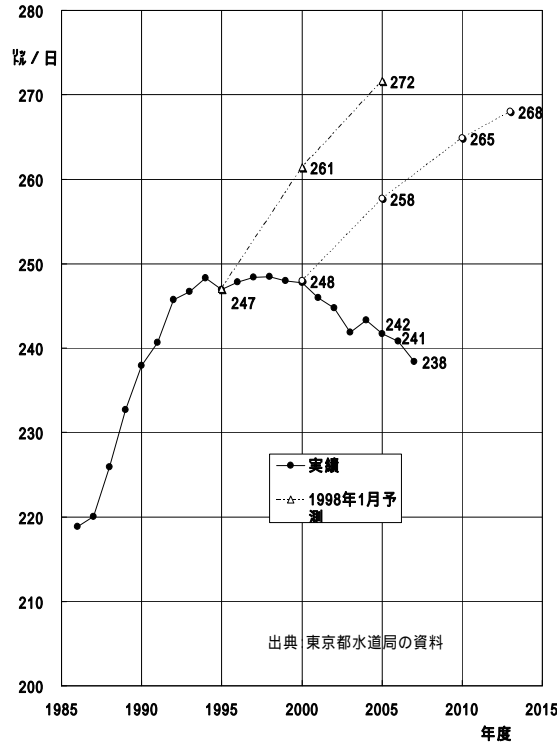


(原告最終準備書面(2)
(利水上の不要性)
63ページ)

出典: 東京都水道局の資料

4

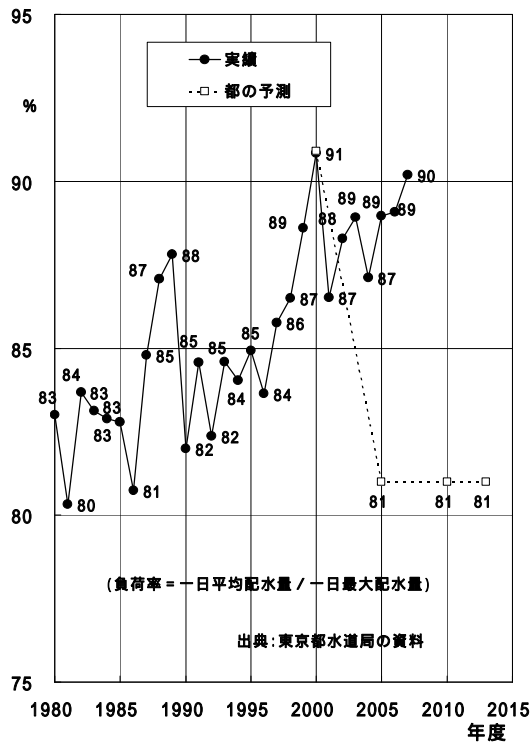
図11 東京都水道の一人当たり生活用水の実績と都の予測



(原告最終準備書面(2)
利水上の不要性)
67ページ)

5

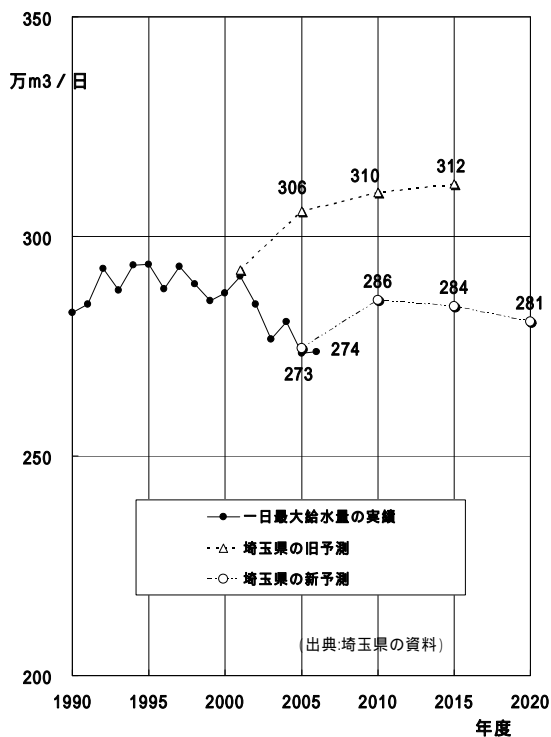
図7 東京都水道の負荷率の実績と都の予測



(原告最終準備書面(2)
利水上の不要性)
65ページ)

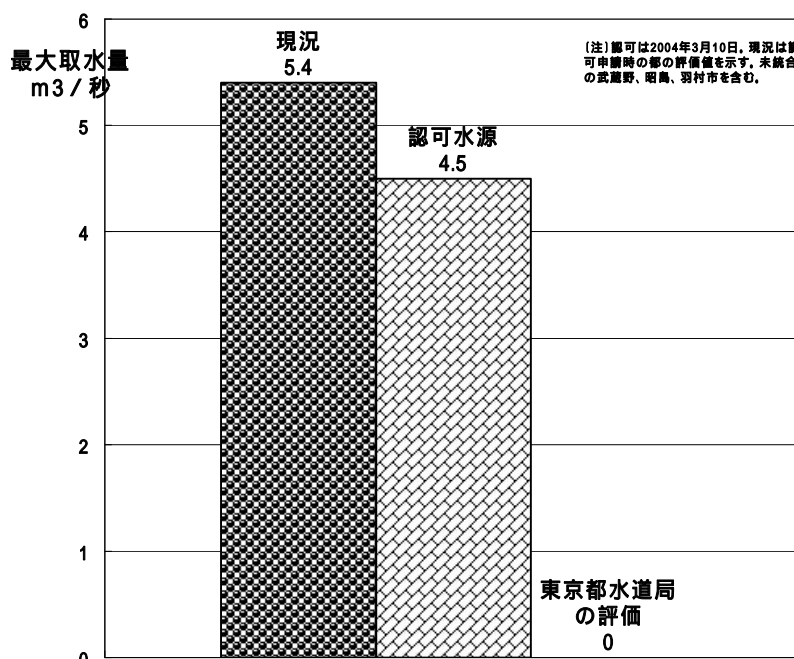
6

図15 埼玉県・水道の一日最大給水量の実績と予測



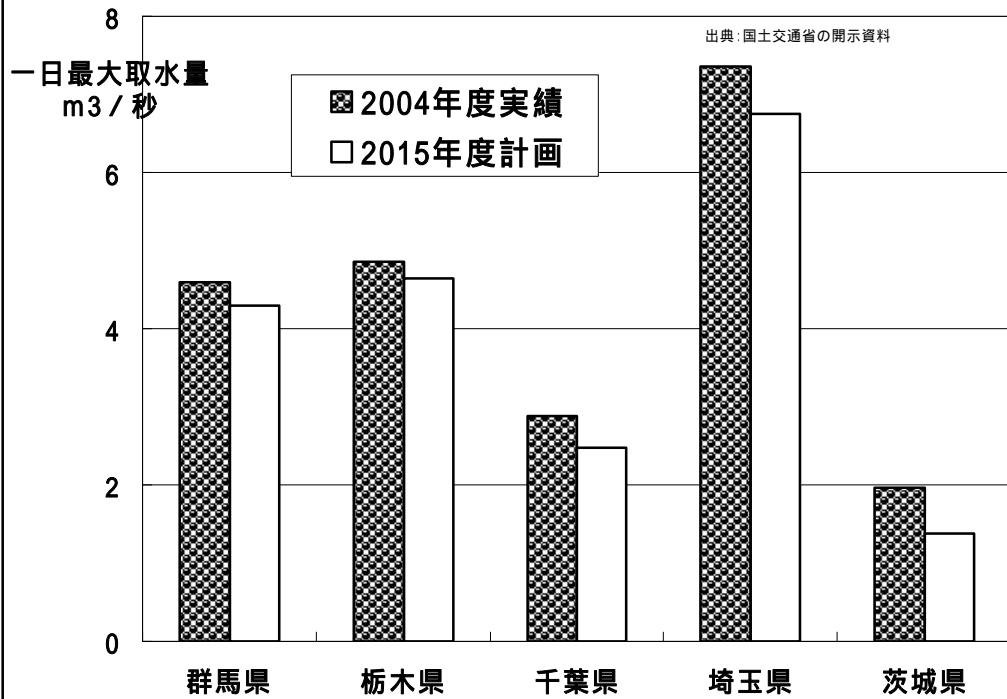
(原告最終準備書面(2)
(利水上の不要性)
69ページ)

図19 東京都水道局の地下水全面転換計画



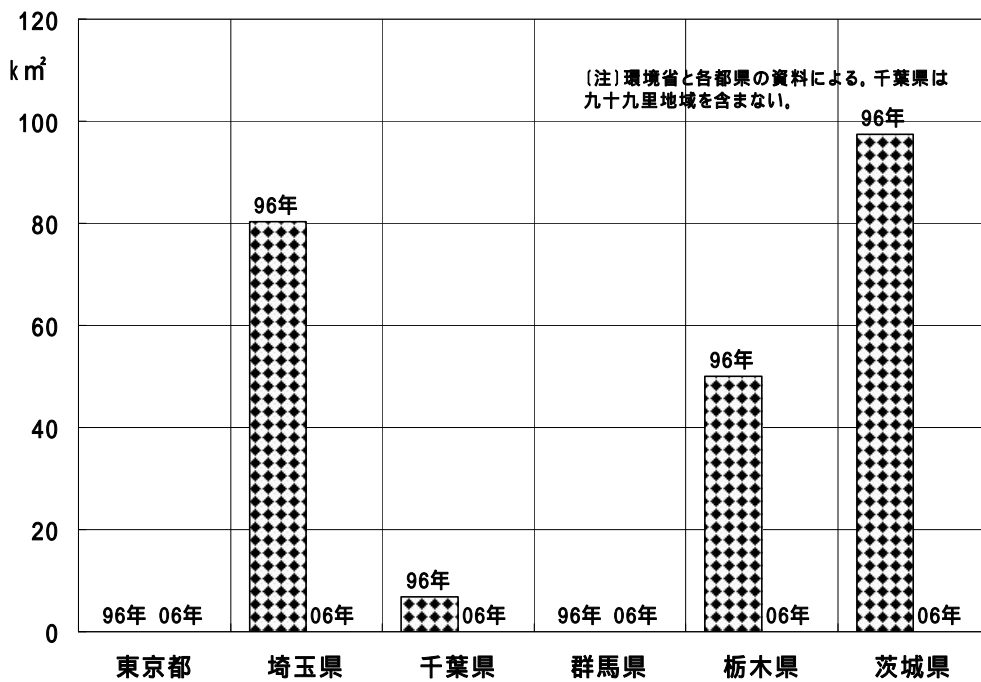
(原告最終準備書面(2)(利水上の不要性) 71ページ)

図18 各県の上水道用地下水の実績と計画(第5次フルプラン案)



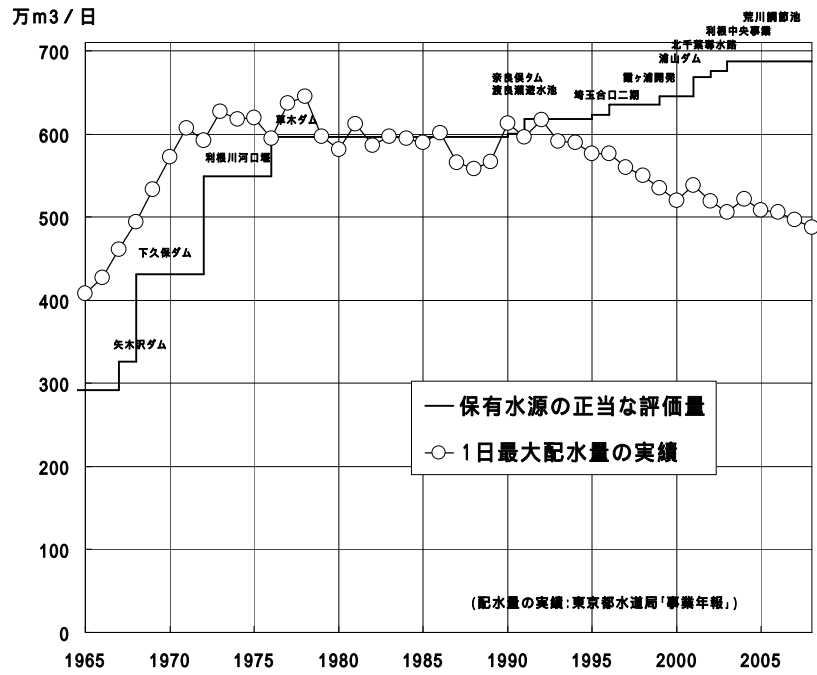
(原告最終準備書面(2)(利水上の不要性) 70ページ)

図20 利根川流域の6都県の地盤沈下面積(年間2cm以上)



(原告最終準備書面(2)(利水上の不要性) 71ページ)

図2.2 東京都水道の保有水源と一日最大配水量の推移



(原告最終準備書面(2)(利水上の不要性) 72ページ)